

(参考)

主な検討事項について、現行では以下のとおり規定されている。

1 環境上の条件（答申案第1章Ⅳ2（2）関係）

土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月環境庁告示第46号）の別表において、「農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。」と定められている。

2 調査単位区画（答申案第1章Ⅳ3（1）関係）

農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令（昭和46年6月農林省令第47号。以下「検定省令」という。）第1条第1項において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令第2条第1項第1号又は第2号の要件に該当するかどうかの判定のために行なうカドミウムの量の検定（以下単に「検定」という。）のための試料は、検定に係る農用地について、おおむね農用地の面積の2.5haにつき1点の割合で、採取しなければならない。」とされている。

3 試料の採取点数（答申案第1章Ⅳ3（2）関係）

検定省令第1条第2項において、「検定のための試料の採取は、当該採取に係る農用地の区画の中央部において行なわなければならない。」とされており、また、同条第3項において、「検定のための試料は、米にあつては生育している稲を採取し、これにつき、附着している土壌等を除去し、風乾した後、脱穀及びもみすりをして得た米を精選して、土壌にあつては地表からおおむね15cmまでの土壌を採取し、これを風乾した後、非金属製の2mmの目のふるいを通させて得た土壌を十分混合して、採取しなければならない。」とされている。

4 分析方法（答申案第1章Ⅳ3（4）関係）

検定省令第2条において、「米に係る検定は、別表第1に掲げる方法により試薬、試料液及び空試験液の調製並びに検定の操作を行ない、その結果に基づき、附録第一の算式により算出して、行なわなければならない。」とされている。

また、検定省令第3条において、「土壌に係る検定は、別表第2に掲げる方法により試薬及び試料液の調製、検定の操作並びに試料の水分の測定を行ない、その結果に基づき、附録第2の算式により算出して、行なわなければならない。」とされている。

#### 5 1号要件（答申案第2章Ⅳ1及びⅤ関係）

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令（昭和46年政令第204号。以下「施行令」という。）第2条第1項第1号において、「その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米1kgにつき1mg以上であると認められる地域であること。」とされている。

#### 6 2号要件（答申案第2章Ⅳ2及びⅤ関係）

施行令第2条第1項第2号において、「前号の地域の近傍の地域のうち次のイ及びロに掲げる要件に該当する地域であつて、その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量及び同号の地域との距離その他の立地条件からみて、当該農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米1kgにつき1mg以上となるおそれが著しいと認められるものであること。

イ その地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量が前号の地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量と同程度以上であること。

ロ その地域内の農用地の土性が前号の地域内の農用地の土性とおおむね同一であること。」

とされている。

#### 参照条文へのリンク

- ・ [土壌の汚染に係る環境基準について](#)（平成3年8月環境庁告示第46号）
- ・ [農用地の土壌の汚染防止等に関する法律](#)（昭和45年法律第139号）
- ・ [農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令](#)（昭和46年政令第204号）
- ・ [農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令](#)（昭和46年6月農林省令第47号）